

株式会社ハウスジーメン 適合証明業務料金規程

(趣旨)

第 1 条 この適合証明業務料金規程（以下「規程」という。）は、株式会社ハウスジーメン（以下「ジーメン」という。）が独立行政法人住宅金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」に定める適合証明業務に係る料金について必要な事項を定めるものとする。

(新築住宅に係る料金)

第 2 条 新築住宅における適合証明業務料金は、別表 1 に掲げる額とする。

(中古住宅に係る料金)

第 3 条 中古住宅における適合証明業務料金は、別表 2 に掲げる額とする。

(リフォーム融資に係る料金)

第 4 条 リフォーム融資における適合証明業務料金は、別表 3 に掲げる額とする。

(フラット 3 5 リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）に係る料金)

第 5 条 フラット 3 5 リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）における適合証明業務料金は、別表 4 に掲げる額とする。

(遠隔地割増料金)

第 6 条 現場検査の実施に際し、第 2 条乃至第 5 条に定める業務料金に加算する遠隔地割増料金は、別表 5 に掲げる額とする。

(料金の支払期日)

第 7 条 申請者が納付する料金の支払期日は、申請受理日から 3 日以内とする。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の期日とすることができる。

(料金の支払方法)

第 8 条 申請者は、別表 1 から 5 までに定める料金を前条の支払期日までにジーメンの指定する銀行への振り込み又は口座振替により納入する。ただし、やむを得ない場合には別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は銀行への振り込みの場合は原則として申請者の負担とし、口座振替の場合は当社の負担とする。

(取り下げ・再発行料金)

第 9 条 申請者の事由により取り下げる場合又は誤記訂正、軽微な変更もしくは適合証明書の再発行等を行った場合の料金は、5,500 円（税込）とする。ただし、設計検査後の取り下げは、11,000 円（税込）とする。

(料金の返還)

第 10 条 収納した料金は返還しない。ただし、ジーメンの責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(料金の減額)

第 11 条 ジーメンは適合証明業務を効率的に実施できると判断した場合は料金を減額することができる。

附則

この規程は、住宅金融支援機構と適合証明業務に関する協定書を締結した平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

改訂：平成 24 年 4 月 1 日

改訂：平成 24 年 7 月 9 日

改訂：平成 25 年 12 月 10 日

改訂：平成 26 年 5 月 28 日

改訂：平成 27 年 5 月 1 日

改訂：平成 28 年 6 月 24 日

改訂：平成 28 年 8 月 1 日

改訂：平成 28 年 12 月 12 日

改訂：平成 29 年 5 月 1 日

改訂：平成 30 年 10 月 22 日

改訂：令和元年 10 月 1 日

改訂：令和 2 年 4 月 1 日

改訂：令和 3 年 1 月 1 日

改訂：令和 3 年 4 月 1 日

別表 1 新築住宅業務料金

(税込)

内容		料金	
設計住宅性能評価※1を活用する場合		37,400円	
建設住宅性能評価を活用する場合※3		11,000円	
設計住宅性能評価※1及び住宅かし保険※4を活用する場合		22,000円	
優良なし	住宅かし保険を活用する場合※4	37,400円	
	竣工済特例を利用する場合	42,900円	
	上記以外	57,200円	
優良あり	長期優良住宅※2を活用する場合	57,200円	
	省エネルギー性※6を選択する場合	82,500円	
	B E L S等※5を活用する場合	60,500円	
	住宅かし保険を活用する場合※4	44,000円	
	長期優良住宅※2及び住宅かし保険※4を活用する場合	37,400円	
	省エネルギー性※6を選択し、住宅かし保険※4を活用する場合	55,000円	
	B E L S等※5と住宅かし保険※4を活用する場合	39,600円	
	竣工済特例を利用する場合	省エネルギー性※6を選択する場合	60,500円
		B E L S等※5を活用する場合	45,100円
		上記以外	49,500円
上記以外		72,600円	

※1 ジーメンの設計住宅性能評価を行い設計検査の省略ができる場合に限る。

※2 ジーメンの長期優良住宅等計画に係る技術的審査を行い設計検査の省略ができる場合に限る。

※3 ジーメンの建設住宅性能評価を行い設計検査、中間現場検査の省略及び竣工現場検査の建設評価検査との同時実施ができる場合に限る。

※4 ジーメンの住宅かし保険の検査により、中間現場検査が省略できる場合に限る。

※5 ジーメンのB E L S評価もしくは低炭素建築物に係る技術的審査を活用して設計検査を行う場合に限る。

※6 省エネルギー性の基準について、「低炭素建築物新築等計画認定通知書」「建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書」等を活用する場合を除く。

※遠隔地における現場検査には別表 5 の遠隔地割増料金が必要となる。

※申請者に帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途料金が発生する。

※優良基準を追加して申請する場合は別途 5,500 円追加料金が発生する。

共同住宅（～50戸）

住戸単位で申請する場合

内容		料金
優良なし	住宅かし保険を利用している場合	154,000 円／棟＋1,100 円／戸
	上記以外	176,000 円／棟＋2,200 円／戸
優良あり	住宅かし保険を利用している場合	209,000 円／棟＋2,200 円／戸
	上記以外	231,000 円／棟＋3,300 円／戸

マンション全体で申請するフラット 35 登録マンションの場合

内容		料金
優良なし	住宅かし保険を利用している場合	143,000 円／棟＋1,100 円／戸
	上記以外	165,000 円／棟＋2,200 円／戸
優良あり	住宅かし保険を利用している場合	198,000 円／棟＋2,200 円／戸
	上記以外	220,000 円／棟＋3,300 円／戸

※共同住宅で 51 戸以上の場合は、別途見積りによる。

※他機関での性能評価物件は別途見積りによる。

※賃貸住宅融資における料金はマンション全体で申請するフラット 35 登録マンションの場合の優良なしの料金と同額とします。

※遠隔地における現場検査には別表 5 の遠隔地割増料金が必要となる。

※申請者に帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途料金が発生する。

※優良基準を追加して申請する場合は別途 5,500 円追加料金が発生する。

別表2 中古住宅業務料金

(税込)

一戸建て住宅	
内容	料金
優良なし	60,500 円
優良あり	66,000 円
事前耐震評価	16,500 円

共同住宅（住戸単位）	
内容	料金
優良なし	44,000 円／戸
優良あり	49,500 円／戸
耐震評価	16,500 円／棟

※耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日が不明な場合は表示登記の日付（新築）が昭和 58 年 3 月 30 日以前）の建築物とし、中古住宅業務料金に加えて耐震評価料金が発生する。ただし、事前に耐震評価のみを行い中古住宅適合証明を申請しない場合は耐震評価料金のみとする。

※性能評価物件は別途見積もりによる。

※遠隔地における現場検査には別表 5 の遠隔地割増料金が必要となる。

※申請者に帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途料金が発生する。

別表3 リフォーム融資業務料金

(税抜)

一戸建て住宅・共同住宅	
融資種別	料金
耐震リフォーム	44,000 円／戸
バリアフリーリフォーム	44,000 円／戸
財形住宅融資	33,000 円／戸

※性能評価物件は別途見積もりによる。

※遠隔地における現場検査には別表 5 の遠隔地割増料金が必要となる。

※申請者に帰すべき事由により、再検査等が発生した場合は別途料金が発生する。

別表4 フラット35リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）業務料金 (税込)

通常の場合	
内容	料金
耐震評価又は一次エネルギー消費量評価を行う場合	82,500 円
上記以外	66,000 円

事前確認を省略する場合	
内容	料金
耐震評価又は一次エネルギー消費量評価を行う場合	71,500 円
上記以外	55,000 円

※ジーマンの既存住宅かし保険を利用している場合は、上記料金から 5,500 円を減額する。

※耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日が不明な場合は表示登記の日付（新築）が昭和 58 年 3 月 30 日以前）の建築物とする。ただし、事前に耐震評価のみを行い中古住宅適合証明を申請しない場合は 16,500 円とする。

※耐震評価とは、住宅金融支援機構が定める「耐震評価基準」に関する適合性の評価とする。（耐震評価に適合であっても、リフォームかし保険等に加入できない場合があります）

※共同建ての場合は、住戸数に応じ別途見積もりによる。

※遠隔地における現場検査には別表 5 の遠隔地割増料金が必要となる。

別表5 遠隔地割増料金

(税込)

建設の場所が下表の対象地域に該当する場合、検査1回あたり5,500円を加算する。	
都道府県	対象地域
北海道	夕張市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、富良野市、松前町、福島町、知内町、木古内町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、神恵内村、積丹町、古平町、余市町、上川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、斜里町、清里町、小清水町、遠軽町、湧別町、滝上町、西興部村、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、上士幌町、鹿追町、新得町、大樹町、広尾町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、羅臼町
青森県	十和田市、むつ市、今別町、外ヶ浜町、深浦町、大鰐町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、田子町、新郷村
岩手県	宮古市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市、葛巻町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	気仙沼市、白石市、七ヶ宿町、丸森町
秋田県	能代市、男鹿市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、上小阿仁村、三種町、八峰町、大潟村、美郷町
山形県	新庄市、米沢市、遊佐町、真室川町、金山町、最上町、小国町、飯豊町、川西町、鮭川村
福島県	相馬市、南相馬市、いわき市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、古殿町、浅川町、棚倉町、塙町、矢祭町、西会津町、金山町、只見町、南会津町、川内村、葛尾村、鮫川村、西郷村、昭和村、檜枝岐村
茨城県	高萩市、北茨城市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、神栖市、大子町、
栃木県	-
群馬県	上野村、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、片品村、川場村、みなかみ町
埼玉県	-
千葉県	-
東京都	-
神奈川県	-
新潟県	村上市、胎内市、魚沼市、阿賀町、関川村、
富山県	-
石川県	珠洲市、輪島市、七尾市、羽咋市、能登町、穴水町、志賀町、中能登町
福井県	大野市、南越前町、高浜町、おおい町
山梨県	南部町、丹波山村、小菅村、
長野県	飯山市、根羽村、王滝村、木曾町、白馬村、小谷村、木島平村、野沢温泉村、栄村
岐阜県	飛騨市、中津川市、白川村、

静岡県	下田市、河津町、松崎町、南伊豆町、川根本町
愛知県	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	名張市、尾鷲市、熊野市、大台町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	-
京都府	京丹後市、宮津市、伊根町
大阪府	-
兵庫県	洲本市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、多可町、神河町
奈良県	-
和歌山県	橋本市、新宮市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町、高野町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、日南町
島根県	江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	備前市、高梁市、西粟倉村
広島県	三次市、庄原市、安芸高田市、北広島町
山口県	萩市、防府市、長門市、周南市、阿武町
徳島県	美馬市、三好市、東みよし町、つるぎ町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
香川県	-
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高原町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、大豊町、仁淀川町、中土佐町、檮原町（檮原町）、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	豊前市、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	唐津市、鳥栖市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町
長崎県	対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町
熊本県	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、南小国町、小国町、産山村、高森町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町
大分県	日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、国東市、九重町
宮崎県	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、三股町、高原町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、志布志市、奄美市、伊佐市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	名護市、宮古島市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町

※上表にかかわらず、建設の場所が離島の場合、検査1回あたり11,000円を別途加算する。

※上表にかかわらず、宿泊が必要な場合、宿泊費は出張中の夜数に応じ、1名につき1夜あたり11,000円を別途加算する。